

環境経営レポート 平成29年度版

(対象期間：平成29年4月～平成30年3月)



発行日：平成30年9月7日



目 次

I	組織の概要	1
II	事業活動の内容	5
III	環境への取り組み	8
1	実施体制	8
2	環境経営方針	9
3	環境活動計画と環境目標の実績及びその評価	10
4	次年度の取り組み内容	17
5	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	19
6	代表者による全体評価と見直しの結果	21

I 組織の概要

(H30.5月現在)

(1) 名称及び代表者

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 秋吉 秀剛

(2) 所在地

『本 部』	〒654-0037	神戸市須磨区行平町 3-1-18
温暖化対策第2課 ★ ₁	〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (兵庫県庁内)
『資源循環部』	〒650-0023	神戸市中央区栄町通 4-2-18 キンキビルディング
尼崎事業所 ★ ₂	〒660-0087	尼崎市平左衛門町 70
神戸事業所 ★ ₂	〒657-0853	神戸市灘区灘浜町 1 番 2 号
津名事業所 ★ ₂	〒656-2132	淡路市志筑新島
姫路事業所 ★ ₂	〒672-8079	姫路市飾磨区今在家字近藤新田 1351-41
播磨事業所 ★ ₂	〒675-0155	加古郡播磨町新島 13-1
『赤穂事業所』	〒678-0208	赤穂市西浜町 1016-1
『エコひょうご尼崎発電所』	〒660-0846	尼崎市船出 29
ひょうご環境体験館 ★ ₃	〒679-5148	佐用郡佐用町光都 1 丁目 330-3

『』表示は、平成 30 年 3 月末時点でのエコアクション 21 認証登録範囲

その他の事業所(末尾に★)は他の団体の EMS のもとで活動しているため、対象外としている。

- ★₁ 環境創造部温暖化対策第2課は、県の EMS のもとで活動
- ★₂ 尼崎事業所、神戸事業所、津名事業所、姫路事業所、播磨事業所は、EA21 認証・登録事業所である大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動
- ★₃ ひょうご環境体験館(指定管理施設)は、県の「ひょうご環境体験館管理水準書」のもとで活動

(3) 設立 昭和 47 年 5 月 31 日

(4) 基本財産 6 億 5 千万円

(内訳) 兵庫県	160 百万円
県下全市町	330 百万円
神戸商工会議所	23 百万円
ひょうご環境創造協会	137 百万円

(5) 事業活動

環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業、太陽光発電事業

(6) 事業の規模(平成 29 年度 エコアクション 21 認証登録範囲)

① 役職員数 139 名

(内訳) 本部・資源循環部	127 名
赤穂事業所	12 名(委託業者の常駐の従業員を含む。)

② 売上高 2,124 百万円

(内訳) 本部・資源循環部	1,478 百万円(うち太陽光発電事業 588 百万円)
赤穂事業所	646 百万円

③ 床面積 10016.04 m²

(内訳) 本部・資源循環部	7086.89 m ²
赤穂事業所	2847.74 m ²

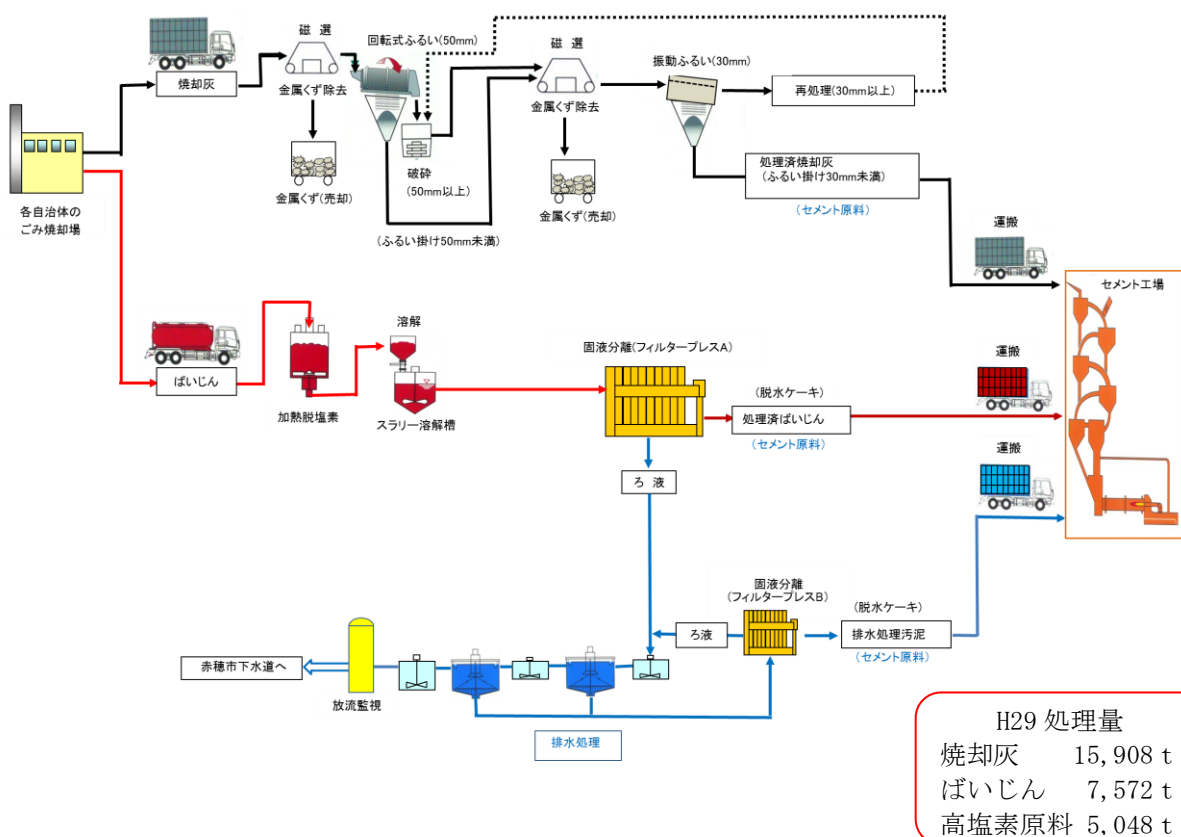
(7) 事業登録

建設コンサルタント登録（建設環境部門）	建 23 第 9758 号	
建設コンサルタント登録（廃棄物部門）	建 23 第 9758 号	
計量証明事業登録	兵庫県計証第濃 3 号（大気中の物質の濃度、水又は土壌中の物質の濃度）	
	兵庫県計証第騒 6 号（音圧レベル）	
	兵庫県計証第振 7 号（振動加速度レベル）	
	兵庫県計証第特定濃度 6 号（大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度）	
水道水質検査機関登録	厚生労働省（登録番号第 60 号）	
作業環境測定機関登録	兵庫労働基準局 28-9 号	
温泉成分分析機関登録	薬第 07E-0001 号	
建築物飲料水水質検査業登録	兵庫県 56 水第 11 号の 5	
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関	環境省 2003-5-1013	
MLAP（認定特定計量証明事業者）	N-0060-02（大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類）	
エコアクション 2.1 地域事務局	認定番号 1-002	
廃棄物処理センターの指定	環境大臣指定	
指 定 の 内 容	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条の 5 第 1 項
	指定年月日	平成 24 年 2 月 10 日
	指定番号	環廃産発第 120210001 号

赤穂事業所 許可の内容・施設の状況	一般廃棄物処理施設設置許可	兵庫県西播磨県民局長許可			
	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項			
	許可年月日及び許可番号	(設置許可) 平成21年8月24日 120-1 (変更許可) 平成26年3月24日 134-1			
	事業計画の概要	地方自治体のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんをセメント原料として利用するための前処理			
	処理施設の種類	ごみ処理施設 (セメント焼成の前処理施設)			
	処理方法	処理する一般廃棄物の種類	処理方式	処理能力 (規模)	
		焼却灰	破碎、選別	84 トン/日	計 144 トン/日
ばいじん	水洗、脱水	60 トン/日			
処理工程図	別図1のとおり				

別図1

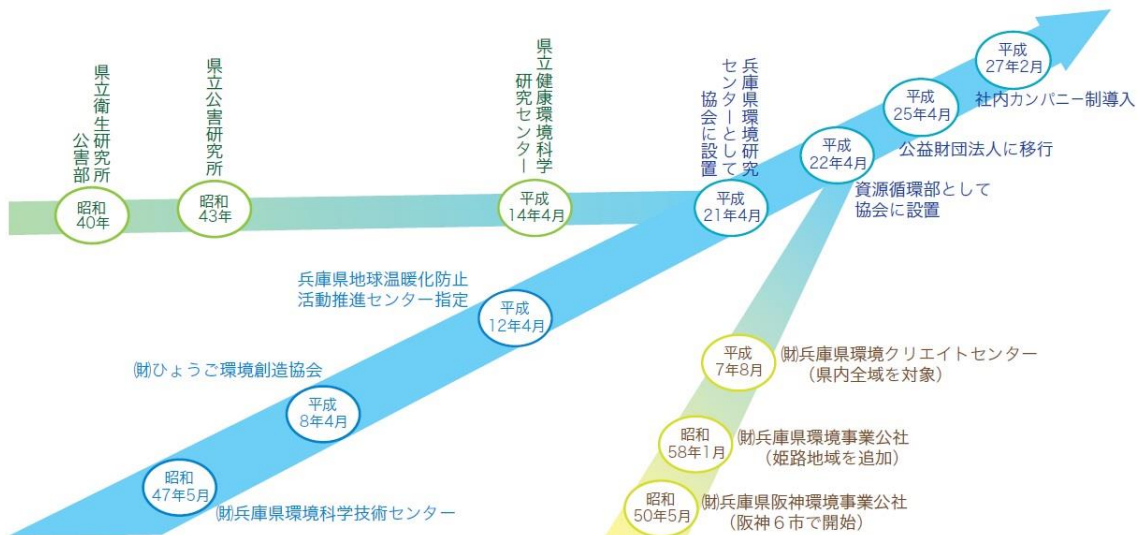
ごみ焼却灰・ばいじんのセメントリサイクルフロー



(8) 技術スタッフ

博士	9名	公害防止管理者（大気関係第1種）	4名
環境計量士（濃度）	13名	公害防止管理者（水質関係第1種）	9名
環境計量士（騒音・振動）	5名	公害防止管理者（ダイオキシン類関係）	7名
一般計量士	1名	1級土木施工管理技士	1名
環境騒音・振動測定士（上級）	1名	2級土木施工管理技士	1名
土壌汚染調査技術管理者	5名	1級造園施工管理技士	1名
第1種作業環境測定士	7名	生物分類技能検定（植物2級）	2名
第2種作業環境測定士	4名	2級ビオトープ計画管理士	1名
臭気判定士	6名	2級ビオトープ施工管理士	1名
水道技術管理者	1名	廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）	1名
技術士	7名	廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）	3名
技術士補（試験合格者含）	10名	第2種電気主任技術者	1名
環境大気常時監視・主任技術者	1名	建築物石綿含有建材調査者	1名

(9) 沿革



(10) 環境管理責任者及び連絡担当者（事務局）

環境管理責任者 : 常務理事 鷲見 健二
 連絡担当者 : 経営企画部総務企画課長 吉本 康章

Ⅱ 事業活動の内容

1 環境創造事業

環境に適合した新しいライフスタイルの創造や、事業活動の促進のため、県民・NPO・事業者が一体となり、環境負荷の低減を図るなど、脱炭素社会、自然共生社会を目指した取り組みを行っています。

(1) 地球温暖化防止の推進

地球温暖化対策の最大の課題は CO₂の排出量削減であり、「化石燃料の消費を減らす」、「再生可能エネルギーを増やす」ことを目標に、以下の事業を展開しています。

- ①家庭における省エネ・CO₂排出量削減の推進
- ②事業者の環境への取り組みの推進
- ③再生可能エネルギーの創出・普及
- ④地球温暖化防止活動の推進

(2) 生物多様性保全の推進

「生物多様性ひょうご戦略（改訂版）」（平成 26 年 3 月）をもとに、県民への普及啓発や環境 NPO・企業等の連携促進等を行っています。

(3) 環境学習・教育の推進

環境学習・教育の中核拠点として情報発信・活動支援・交流促進を行う「ひょうごエコプラザ」を設置・運営するとともに、「ひょうご環境体験館^{★3}」（兵庫県が地球温暖化防止などの環境学習の拠点として設置し、当協会が指定管理者として管理・運営）を活用し、環境関連技術などの企画展示やエコ工作などの環境学習プログラムを実施しています。

また、県内の環境学習に係るフィールドや人材の活用・連携を図り、あらゆる世代のライフステージに応じた環境学習の裾野を広げていく取り組みを行っています。

(4) 環境保全創造活動の促進

県民・NPO 等の環境の保全創造活動への支援や連携・交流の促進を図ることにより、環境保全創造活動を推進しています。

このため、環境保全創造活動支援事業として、県内で地球温暖化防止や生物多様性の普及啓発などの環境保全を行っている団体に対し、各種の実践的活動費の助成を行っています。

2 循環型社会推進事業

兵庫県における廃棄物に関わる取り組みに対して総合的に対応する体制を整備、強化し、循環型社会構築を目指したさまざまな活動を推進しています。

(1) 廃棄物処理等に係る市町等支援事業等

廃棄物処理施設の建設は 20～30 年に一度で、個々の市町等では必要なノウハウを有する技術者の確保が困難となっていることから、市町等からの要請に基づき、廃棄物処理計画の作成、施設に係る機種を選定や廃棄物の適正処理等の相談業務を行っています。また、新たにごみ処理事業に従事することとなった市町等の職員を対象に、基礎的・実務的な知識の習得を目的とする研修会等を開催しています。

また、投棄原因者が不明な廃棄物の不法投棄等について、土地所有者・県市町等の要請に基づき、原状回復や未然防止及び再発防止対策事業を行っています。

近年多発する災害時に災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できるよう市町への助言を行うため、「兵庫県災害廃棄物対策協力員制度」の円滑な運用や、県及び市町・一部事務組合の廃棄物担当職員を対象として、災害廃棄物の処理対応に係る図上演習形式の研修会を開催しています。

(2) 廃棄物の再資源化事業（セメントリサイクル事業）

市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの再資源化事業を、住友大阪セメント（株）と共同して取り組んでいます。

セメントリサイクル事業に参画する市町等のさらなる拡大・受入量の増加を図っています。

(3) 環境ビジネスの推進

兵庫県が策定し平成 15 年 4 月に国から承認された「ひょうごエコタウン構想」の実現に向け、当協会が事務局となっている「ひょうごエコタウン推進会議」に対し、新たなリサイクル事業の立ち上げやリサイクルに係る調査研究、普及啓発等に係る経費を助成する等の運営支援を行っています。

また、広東省等の環境保全と広東省・兵庫県の環境産業の振興を図るため実施している広東省環境関連部局・団体との交流事業については、平成 29 年 6 月に「ひょうごエコタウン推進会議」に移管されました。

(4) 普及啓発事業

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における 3R 推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行っています。

3 環境調査・測定分析事業（環境技術事業本部）

運営責任と収支の明確化等を図るため、導入した社内カンパニー制のもと、独立採算を旨とした環境調査・測定分析事業を推進しています。

(1) 環境調査事業

市町等からの要請に応じ、環境アセスメントや、生物多様性保全に係る調査・計画策定など、環境調査事業を公正・中立的な立場で実施しています。

顧客が抱える環境課題解決に向けた提案を行うなど、環境コンサルティング事業を進めています。

(2) 測定分析事業

環境計量証明事業所として、土壌汚染調査、ダイオキシン類・クリプトスポリジウム・アスベスト・PM2.5 等の分析など、協会の強みを生かしつつ、迅速に正確な調査・分析を行っています。

また、環境 DNA による生物モニタリング手法について、学識経験者の指導の下、技術の習得・開発に努めています。

4 環境研究事業（兵庫県環境研究センター）

県内の環境の状況や発生源の動向の把握、有害物質漏えい等の緊急時の対応など、行政ニーズを踏まえた調査研究を実施するとともに、国・地方環境研究機関、大学との共同研究や研究成果の発信等を行っています。

(1) 多様化する環境問題への対応

PM2.5、黄砂等による広域汚染、大阪湾の環境改善の停滞化や播磨灘における海苔の色落ち、マイクロプラスチックによる海洋汚染、有機フッ素化合物等の未規制化学物質の問題、地球温暖化問題など、環境に関する新たな問題が次々と発生しているため、今までの研究成果を活かし、関係機関と連携して、これらの環境問題の解決に取り組んでいます。

(2) 環境危機への対応

不測の健康・環境危機の発生時に迅速かつ正確に対応するため、県と連携した緊急時体制を整備するとともに、迅速分析法の開発や緊急時対応に関する情報収集を行っています。

(3) 研究成果の情報発信等

研究成果について、学会等で発表を行うとともに、環境学習イベントに参加して環境科学の普及啓発の推進に取り組んでいます。

また、国際協力事業を推進するとともに、学生への研修を行っています。

5 国際協力事業

兵庫県と協力しながら、長年にわたって培ってきた環境に関するさまざまなノウハウ、技術力等を活かし、開発途上国の行政機関等の廃棄物管理担当行政官等を対象に廃棄物処理分野に関する研修を行う JICA 受託研修など国際協力事業を展開しています。

また、平成 29 年度には西オーストラリア州の環境施策や自然保護施策、現地企業での環境事業などを視察するため、兵庫県と西オーストラリア州の友好提携 35 周年を記念した県民交流団に参画しました。

6 太陽光発電事業

再生可能エネルギーの創出に貢献するため、尼崎沖フェニックス事業用地管理型区画において、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した大規模太陽光発電事業を実施しています（平成 26 年 12 月稼働）。また、太陽光発電事業の収益は、地球温暖化防止施策をはじめとする環境分野の公益事業に活用しています。



平成 29 年度に開催したイベント等



夏休みオープンラボ

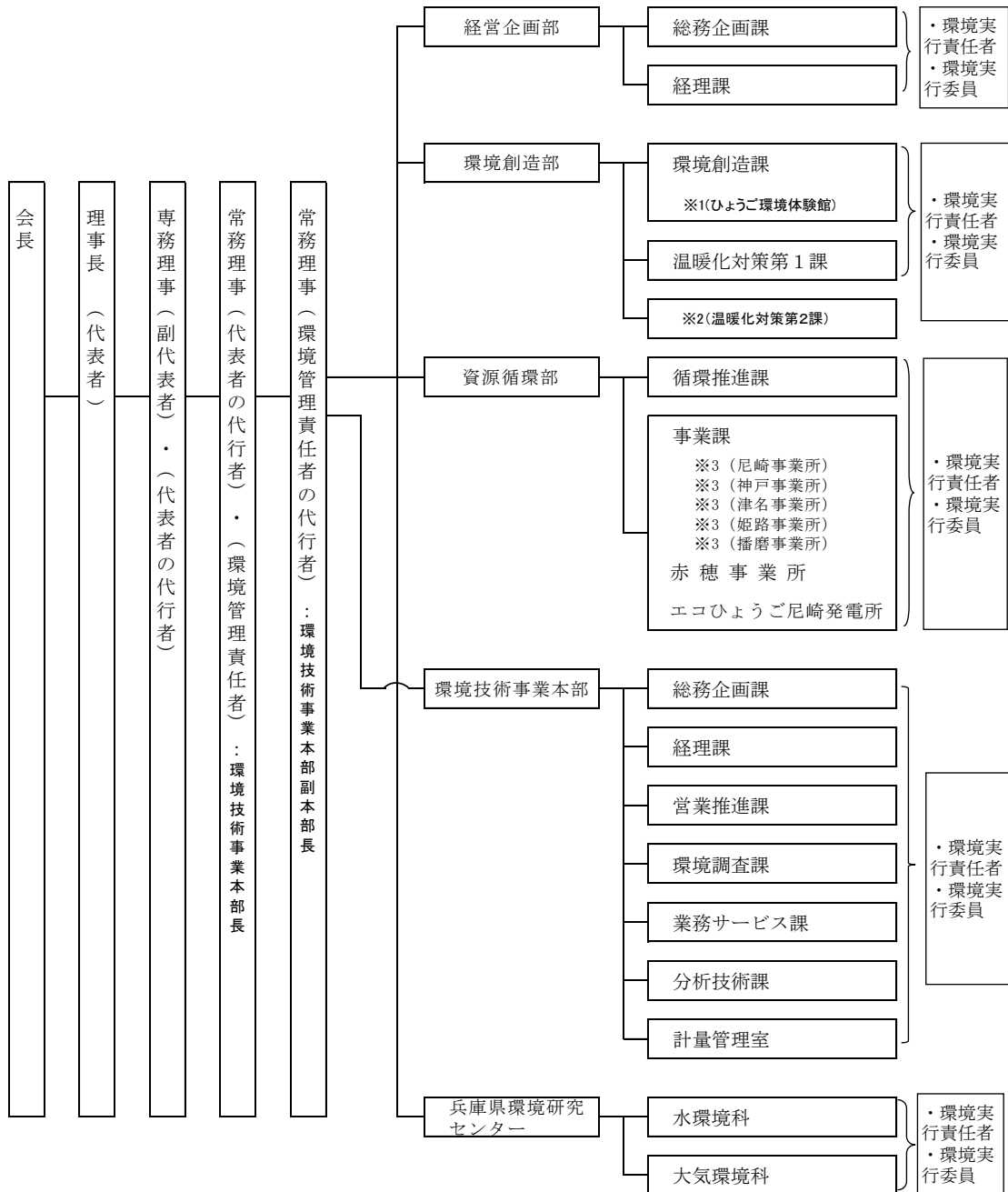


クリーンアップキャンペーン



III 環境への取り組み

1 実施体制



※1 ひょうご環境体験館（指定管理施設）は、県の「ひょうご環境体験館管理水準書」のもとで活動しているため対象外とする。

※2 温暖化対策2課は、県のEMSのもとで活動しているため対象外とする。

※3 EA21認証・登録事業所である大阪湾広域臨海環境整備センターのもとで活動しているため対象外とする。

公益財団法人ひょうご環境創造協会環境経営方針

【 理 念 】

公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「当協会」という。）は、環境の保全と創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

【 方 針 】

当協会は、「環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」をスローガンに、県民、NPO、事業者、行政の行う環境保全と創造活動を支援し、促進する推進母体として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業、太陽光発電事業等の全組織・全事業活動を対象にエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持し、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践する。

1 （環境保全・創造活動の推進）

職員全員が、下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

(1) 環境保全活動

- ① 化学薬品は、適正使用を徹底し、適正管理に努める。
- ② 電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。
- ③ 廃棄物の排出にあたっては、排出抑制及び分別による再資源化を図るとともに、適正管理に努める。
- ④ 廃棄物の受入れにあたっては、受入れ基準に基づき、適正管理に努める。
- ⑤ 排水処理施設及び排ガス処理施設は、適正に管理し、汚染物質の漏洩予防・防止に努める。
- ⑥ 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進する。

(2) 環境創造活動

- ① ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。
- ② グリーンエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。
- ③ 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。

2 （課題とチャンス）

環境保全・創造活動を職員全員が取組み、環境に配慮した事業者として信頼を得ることで、当協会の価値を共有し、職員の能力や意欲を高める。

3 （法令等の遵守）

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。

4 （継続的改善）

環境経営方針、環境経営目標・環境経営計画は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。

5 （公開）

環境経営方針は、公開する。

制定日 平成20年4月1日

改訂日 平成30年5月18日

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 秋吉 秀剛

3 環境活動計画と環境目標の実績及びその評価

1 本部・資源循環部における環境目標とその実績

環境目標	具体的な 取り組み	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	評価
(1) 二酸化炭素排出量の削減		728, 291 kg-CO ₂ 以下	706, 247kg-CO ₂	○ 購入電力の排出係数0.496kg-CO ₂ /kWh で計算した。 (H28年度は0.523kg-CO ₂ /kWhで計算) 月別評価、累計共に電気使用量、ガ ス使用量、ガソリン燃費等、全ての項 目において目標を達成したことによ り、二酸化炭素排出量も環境目標を達 成した。 引き続き環境負荷の低減促進に努 める。
①電 気 使用量	・昼休みの消灯 ・空調の適正化	1, 343, 400 kWh 以下	1, 306, 935kWh	○ 節電に努め、年間の環境目標を達成 した。 引き続き節電に努める。
②ガ ス 使用量	・使用量を管理 し、削減に努 める	1, 130 m ³ 以下	1, 000 m ³	○ 適正な使用に努め、年間の環境目標 を達成した。 引き続きガス使用量の削減に努め る。
③ガソリン 燃 費	・アイドリング ストップ ・タイヤの空気 圧をチェック ・不要な荷物を 下ろす ・急発信、急加 速はやめる	平均11.0km/L 以上	11.2km/L	○ 環境目標を達成した。 ガソリン使用量は 23, 994. 95 L で あった。 引き続きエコドライブに努める。

環境目標	具体的な取り組み	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	評価
(2) 廃棄物 排出量の 削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非再資源化物の削減 ・ 紙使用量の削減 	リサイクル率 76 %以上	78%	○ <p>分別回収に努め環境目標を達成した。(対象：一般廃棄物)</p> <p>一般廃棄物排出量は前年度より 2,402.4kg 増加したがリサイクル率は 1 ポイント上昇した。</p> <p>引き続きリサイクルに努め、廃棄物排出量の削減に取り組む。</p> <p><u>再資源化物</u></p> <p>古紙 (コピー紙、雑誌など)、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶とびん類</p> <p><u>非再資源化物</u></p> <p>可燃ごみ (生ごみ/紙くずなど) と不燃・粗大ごみ (傘等)</p> <p><u>H29 年度排出量</u></p> <p>一般廃棄物 9,363.80kg (再資源化物 7,257.10kg) (非再資源化物 2,106.70kg)</p>
(3) 水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の流しっぱなしの防止 ・ 洗浄時間の適正化 	2,740 m ³ 以下	2,581 m ³	○ <p>環境目標を達成した。</p> <p>引き続き水使用量の削減に努める。</p>
(4) 化学薬品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録の確認 	ISO9001 等の手順書に従い適正に管理する	月 1 回実施状況の確認	○ <p>化学薬品の管理は「薬品・高圧ガス管理手順」に従い管理が行われた。</p> <p>また、安全衛生委員会による巡視点検 (月 1 回/年 12 回) でも、特に問題はなかった。</p> <p>引き続き適正な管理に努める。</p>
(5) グリーン調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替え商品や分別しやすいものの購入 	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う	環境に配慮した物品等の購入及び使用	○ <p>グリーン調達については、主に事務用品においてグリーン調達が行われた。</p> <p>引き続きグリーン調達に努める。</p>

環境目標	具体的な取り組み	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	評価
(6)環境創造活動の推進	・啓発型イベント、セミナー等開催及び支援・協力、参加	環境保全活動の目標ポイント達成率 87%以上	93 %	○ 環境目標を達成した。 環境創造活動を推進するため、環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員 1 人 1 人が個人目標（年間 8 ポイントの取得）に向け取り組んでいる。 引き続き環境創造活動に取り組んでいく。 <u>主な環境創造活動</u> ・うちエコ診断の受診 ・環境に関する資格等の受験 ・環境問題に関する講演会、セミナー等への参加 ・環境に関する調査・研究等を外部又は内部で報告 ・屋外清掃等の環境美化活動に参加
(7)産業廃棄物管理	・産業廃棄物管理票による産業廃棄物適正処理の管理	産業廃棄物適正処理の実施	マニフェスト発行（適正処理を確認）	○ 産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託している。委託時には産業廃棄物管理票（電子マニフェスト等）を発行し、全て適切に処理が行われていた。 引き続き産業廃棄物の適正管理に努める。 <u>産業廃棄物</u> 廃プラスチック類、廃ガラス類、廃金属類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油 <u>うち特別管理産業廃棄物</u> 廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥 <u>平成 29 年度排出量</u> ・産業廃棄物 3,669.4kg うち特別管理産業廃棄物 2,087.1kg

(備考) <目標を掲げた項目以外のものの実績の把握>

(1)資源：物質（紙・薬品）の購入実績 8.0 t

(2)物質（PRTR 法に基づく物質）の使用量 ≒0.46 t

(3)資源循環部水使用量：テナントビル全体の使用面積按分 150m³

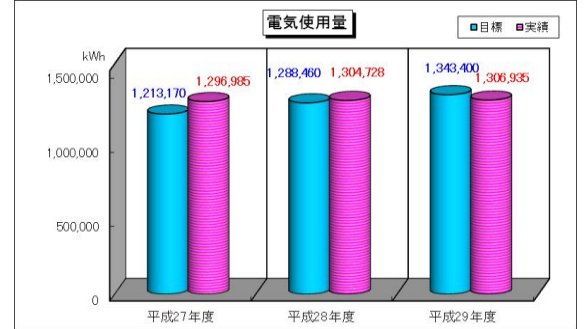
(4)太陽光発電事業における売電量 13,461,440kWh

主な環境目標・実績の推移(本部・資源循環部)

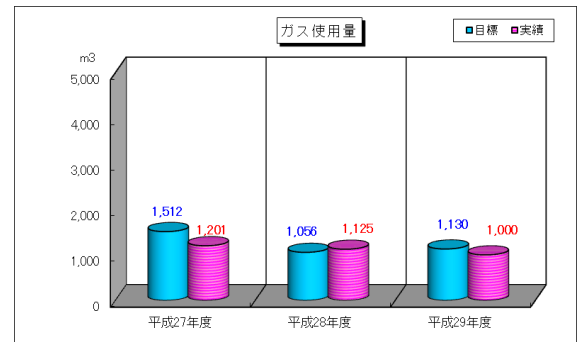
二酸化炭素 排出量 kg-CO ₂	年度	27	28	29
	目標	696,480	734,206	728,291
	実績	729,918	744,325	706,247



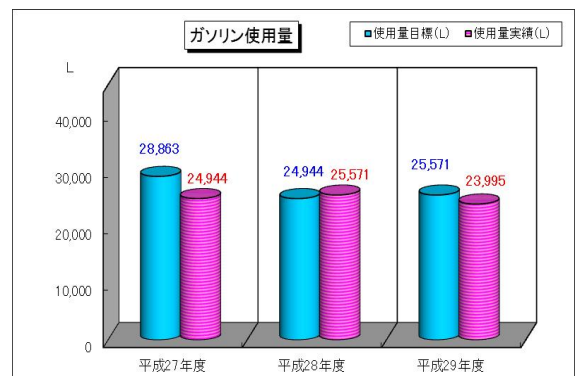
電気 使用量 kWh	年度	27	28	29
	目標	1,213,170	1,288,460	1,343,400
	実績	1,296,985	1,304,728	1,306,935
	CO ₂ 排出係数	0.516 kg-CO ₂ /kWh	0.523 kg-CO ₂ /kWh	0.496 kg-CO ₂ /kWh



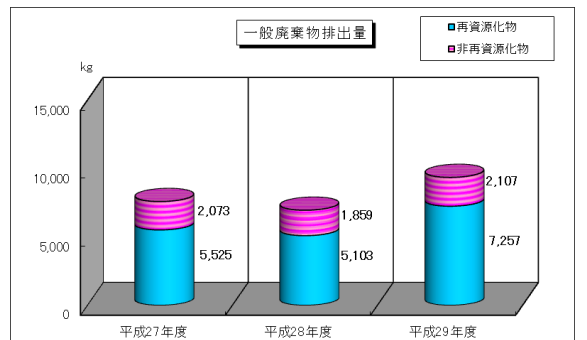
ガス 使用量 m ³	年度	27	28	29
	目標	1,512	1,056	1,130
	実績	1,201	1,125	1,000
	CO ₂ 排出係数	2.10843 kg-CO ₂ /m ³	2.10843 kg-CO ₂ /m ³	2.10843 kg-CO ₂ /m ³



ガソリン 使用量	年度	27	28	29	
	使用量目標(L)	28,863	24,944	25,571	
	使用量実績(L)	24,944	25,571	23,995	
	燃費 (km/L)	目標	11.0	11.2	11.0
		実績	10.7	11.0	11.23
CO ₂ 排出係数	2.32166 kg-CO ₂ /L	2.322 kg-CO ₂ /L	2.322 kg-CO ₂ /L		



一般廃 棄物 廃棄量	年度	27	28	29	
	再資源化物(kg)	5,525	5,103	7,257	
	非再資源化物(kg)	2,073	1,859	2,107	
	リサイクル 率(%)	目標	70	76	76
		実績	73	77	78



2 赤穂事業所における環境目標とその実績

赤穂事業所については、平成 25 年度から認証登録範囲として運用した。

環境目標	具体的な取り組み	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 実績	評価
(1) 二酸化炭素排出量の削減 二酸化炭素排出量は、焼却灰・ばいじんの受入量により変動が多いため、数値目標は設定せず、管理に努めた。なお、二酸化炭素排出量は、平成 28 年度の 478,230kg-CO ₂ に対して平成 29 年度は 474,455kg-CO ₂ と減少した。				
① 電力使用量 電力使用量の目標設定については、焼却灰・ばいじんの受入量により大きく変動することから、単位使用量等を目標として設定した。引き続き電力使用量の削減に努める。				
ア 除塩設備	<ul style="list-style-type: none"> 施設の効率的な運転管理に努める 工程ごとの電力使用量を把握し管理に努める 	単位使用量 40.0kWh/トン以下	30.7kWh/トン	○ 環境目標を達成した。 処理量が増加したことから処理効率が向上した。 〔ばいじんと高塩素原料の処理量から単位使用量 (kWh/トン) を算出〕
イ 還元加熱	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する 	単位使用量 200kWh/トン以下	102kWh/トン	○ 環境目標を達成した。 〔ばいじん (ストーカ炉) の処理量から単位使用量 (kWh/トン) を算出〕
ウ 焼却灰処理	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する 	単位使用量 9kWh/トン以下	6.8kWh/トン	○ 環境目標を達成した。 〔焼却灰の処理量から単位使用量 (kWh/トン) を算出〕
エ 動力線 + 電燈線		単位使用量 17kWh/トン以下	15.47kWh/トン	○ 環境目標を達成した。 〔照明、空調、事務機器等の電力使用量の割合が大きいと考えられ、使用している各建屋の延べ稼働時間あたりの電力使用量 (電燈線と動力線の合計) で設定〕
② ガソリン燃費	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップ 不要な荷物を下ろす 急発信、急加速はやめる 	平均10.0km/L以上	10.1km/L	○ 環境目標を達成した。 (ガソリン使用量：420 L) 引き続きエコドライブに努める。 〔本部・資源循環部と同様に燃費 (km/L) を目標としている。〕

環境目標	具体的な取り組み	平成 29 年度目標	平成 29 年度実績	評価
③ 軽油 使用量	・重機の効率的な 運転管理に 努める	1.0L/トン以下	0.69L/トン	○ 環境目標を達成した。 引き続き重機の効率的な 運転管理に努める。 〔主に焼却灰の処理に使用 する重機の軽油である。焼却 灰の単位処理量あたりの軽 油使用量で設定している。〕
(2)水使用量の 削減				
① 施設 用水	・効率的な水利 用を行う	単位使用量 10.4 m ³ /トン 以下	9.01 m ³ /トン	○ 環境目標を達成した。 引き続き効率的な水利 用に努める。 〔ばいじんと高塩素原料の 処理量から単位使用量 (m ³ / トン) を算出 (年間の使用量 113,667 m ³)〕
(3)グリーン 調達	・詰め替え商品 や分別しやす いものの購入	詰め替え商品 や分別しやす いものを最優 先して購入・ 使用を行う	環境に配慮 した物品等 の購入及び 使用	○ グリーン調達については、 事務用品においてグリーン 調達が行われた。 引き続き詰め替え商品や 分別しやすいものの購入に 努める。

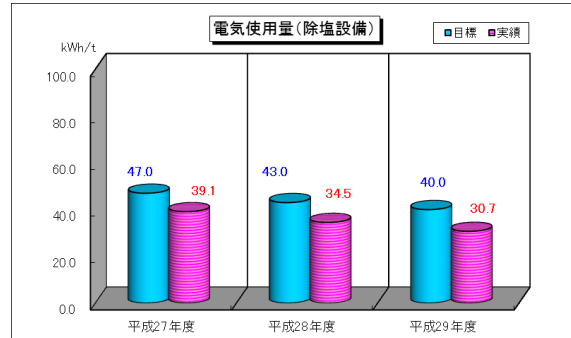
(備考) <実績の把握>

- (1) 電気：895,919 kWh
- (2) 液化石油ガス(LPG)：30,400 kg
- (3) 軽油：11,055L
- (4) 水道使用量 91,800m³
工業用水(セメント工場) 21,921m³
- (5) 総排水量：110,777m³
- (6) 一般廃棄物(事務所ごみ)
循環資源(古紙、新聞、段ボール)
：0.114t
廃棄物(可燃ごみ)：0.395t
資源化率：22.3%

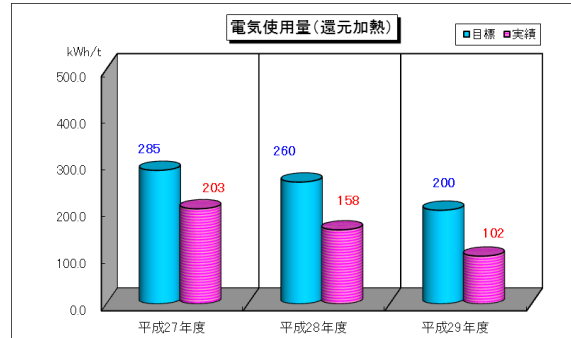


主な環境目標・実績の推移(赤穂事業所)

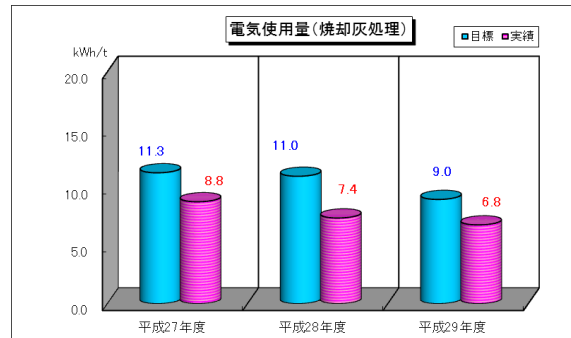
電気使用量 (除塩設備) kwh/t	年度	27	28	29
	目標	47.0	43.0	40.0
	実績	39.1	34.5	30.7



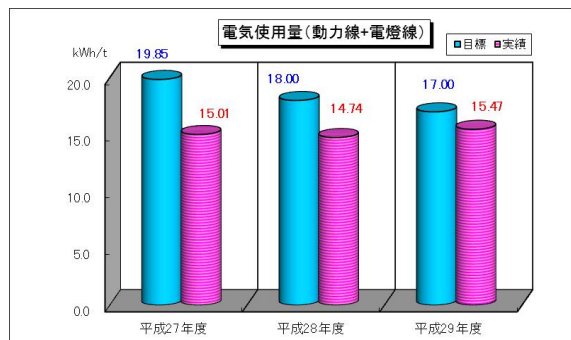
電気使用量 (還元加熱) kwh/t	年度	27	28	29
	目標	285	260	200
	実績	203	158	102



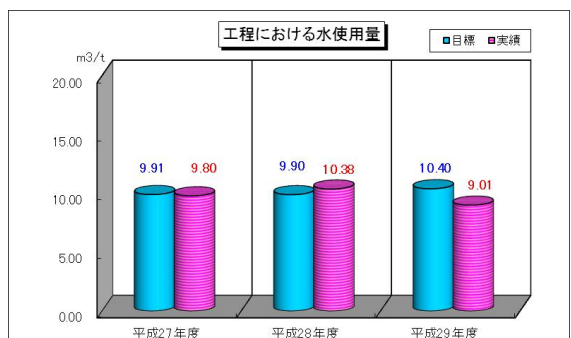
電気使用量 (焼却灰処理) kwh/t	年度	27	28	29
	目標	11.3	11.0	9.0
	実績	8.8	7.4	6.8



電気使用量 (動力線+電燈線) kwh/t	年度	27	28	29
	目標	19.85	18.00	17.00
	実績	15.01	14.74	15.47



工程における 水使用量 m ³ /t	年度	27	28	29
	目標	9.91	9.90	10.40
	実績	9.80	10.38	9.01



4 次年度の取り組み内容

○ 本部・資源循環部

環境経営目標・環境経営計画一覧表（本部、資源循環部）

活動	取り組み項目	管理項目	平成29年度目標	平成29年度実績	平成30年度目標	平成31年度目標	平成32年度目標	主な取り組み項目
環境負荷の低減	二酸化炭素排出量の削減【環境経営方針(1)②】		728,291 kg-CO ₂	706,247 kg-CO ₂	713,328 kg-CO ₂	713,328 kg-CO ₂	713,328 kg-CO ₂	電気、ガス、ガソリンの削減に取り組む
		電気使用量(kWh)	1,343,400 kWh	1,306,935 kWh	1,328,740 kWh	1,328,740 kWh	1,328,740 kWh	廊下の消灯や昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する、冷暖房時は適切な温度（冷房時28℃、暖房時19℃）に設定するなど
		ガス使用量(m ³)	1,130 m ³	1,000 m ³	1,110 m ³	1,110 m ³	1,110 m ³	ガス使用量を管理し、削減に努める
		ガソリン燃費(km/L)	11.0km/L	11.23km/L	11.0km/L	11.0km/L	11.0km/L	エコドライブの推進（不要なアイドリングをやめる、タイヤの空気圧をチェックする、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切に行う、急発進、急加速はやめるなど）
	廃棄物の再資源化の推進【環境経営方針(1)③】	リサイクル率(%)	76.0%	78.0%	76.0%	76.0%	76.0%	再生できる紙類はごみにせず分別する、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する、使い捨て容器の使用を控えるなど
	水使用量の削減【環境経営方針(1)②】	水使用量(m ³)	2,740 m ³	2,581 m ³	2,740 m ³	2,740 m ³	2,740 m ³	水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適正に行うなど
化学薬品の管理【環境経営方針(1)①】	薬品管理	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	月1回実施状況の確認	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録を確認	
グリーン調達【環境経営方針(1)⑥】	グリーン調達の推進	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	環境に配慮した物品等の購入及び使用	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	詰め替え商品や分別しやすいものを最優先して購入・使用を行う。	概ねグリーン購入を徹底しているが、文具品においてまだ改善の余地がある。今年は、購入時に代替品がないかよく確認の上、購入する。	
環境創造活動の推進【環境経営方針(2)①②③】	環境保全活動	年間平均達成率87%以上	93.0%	年間平均達成率87%以上	年間平均達成率87%以上	年間平均達成率87%以上	環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標（年間8ポイントの取得）に向け取り組む。「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとにチェックする	

※ 環境経営方針(1)④⑤は法令遵守に該当するため別途管理する。

※ ガス、ガソリンにかかる二酸化炭素排出係数は平成29年度と変更なし。

※ 平成29年度の購入電力の排出係数は0.496kg-CO₂/kWhで計算。平成30年度の排出係数は0.493kg-CO₂/kWhで計算。

※ 赤穂事業所の環境目標については別途管理する。

○ 赤穂事業所

環境経営目標・環境経営計画一覧表（赤穂事業所）

活動	取り組み項目	管理項目	単位	平成29年度 目標	平成29年度 実績	平成30年度 目標	平成31年度 目標	平成32年度 目標	主な取り組み内 容	
環境 負荷 の 低 減	二酸化炭素排出 量の削減 【環境経営方針(1) ②】	電気使用量								・施設の効率的な 運転管理に努めるとともに工程ご との電力使用量を把握し管理に努め る。 ・事務所の照明 は、不在時・昼休 みは消灯する。 ・事務所の冷暖房 は、適正な温度に 設定する。
		除塩設備	単位使用量 kWh/トン	40.0以下	30.7	35.0以下	35.0以下	35.0以下		
		還元加熱	単位使用量 kWh/トン	200以下	102	155以下	155以下	155以下		
		焼却灰処理	単位使用量 kWh/トン	9.0以下	6.8	8.0以下	8.0以下	8.0以下		
		動力線 +電燈線	単位使用量 kWh/h	17.0以下	15.47	15.5以下	15.5以下	15.5以下		
		ガソリン燃費	k m/L	10.0以上	10.1	10.0以上	10.0以上	10.0以上	エコドライブの推進 (不要なアイドリ ングをやめる。不 要な荷物を下ろ す。急発進、急加 速はやめる等)	
	軽油使用量	単位使用量 L/トン	1.00以下	0.69	1.00以下	1.00以下	1.00以下	1.00以下	重機の効率的な運 転管理に努める。	
	水使用量の削減 【環境経営方針(1) ②】	工程における 水使用量	単位使用量 m ³ /トン	10.40以下	9.01	10.00以下	10.00以下	10.00以下	10.00以下	効率的な水利用を 行う。
	グリーン調達 【環境経営方針(1) ⑥】	グリーン調達の推進	—	詰め替え商品や 分別しやすいも のを最優先して 購入・使用を行 う。	環境に配慮し た物品等の購 入及び使用	詰め替え商品や 分別しやすいも のを最優先して 購入・使用を行 う。	詰め替え商品や 分別しやすいも のを最優先して 購入・使用を行 う。	詰め替え商品や 分別しやすいも のを最優先して 購入・使用を行 う。	環境に配慮した物品 等の購入及び使用を 行う。	

※二酸化炭素排出総量は、受入量や質により変動が多いため数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※事務所の水使用量は、水使用量が少なく、見学者や外部からの設備補修業者等の人数に大きく影響を受けるため、数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※一般廃棄物（事務から排出する廃棄物）は、平成28年度から集計を開始し過去の実績データが十分ではないため、数値目標は設定せず排出量及び資源化率の把握に努めることとする。

※参考（実績）

年度	従業員数	稼働日数	稼働時間
H25	9	330	6,806時間
H26	12	348	11,613時間
H27	12	343	11,650時間
H28	12	356	12,365時間
H29	12	354	12,939時間

5 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

法令等の名称		該当する活動	評価
基本・一般	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・公害防止管理責任者の設置	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	・物品購入等に際し、環境物品等の選択に努める	○
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	・環境報告書の公表等	○
	環境の保全と創造に関する条例	・情報公開	○
大気	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）	・対策域内での使用及び所有の不可	○
	環境の保全と創造に関する条例	・特別対象地域における特定自動車運行禁止 ・環境負荷の少ない自動車購入、効率的使用 ・自動車の適正運転・整備、アイドリングストップ	○
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	・機器の点検等の実施の遵守 ・フロン類算定漏えい量の報告 ・フロン類の引渡し義務	○
水質	水質汚濁防止法	・特定施設設置、使用、変更等の届出 ・排出基準の遵守 ・有害物質使用特定施設の点検、構造基準等遵守 ・事故時の措置	○
	下水道法	・除外施設の設置、下水放流水質基準遵守 ・特定施設の設置、使用、変更等の届出 ・下水放流水の汚染状態の測定 ・事故時の措置	○
	神戸市下水道条例	・下水使用開始・廃止・休止等の届出 ・除外施設の設置、下水放流水質基準の遵守 ・排水管理者の選任、届出 ・排水管理結果報告(神戸市)	○
	赤穂市下水道条例	・下水使用開始・廃止・休止等の届出 ・除外施設の設置	○
土壌	土壌汚染対策法	・水濁法有害物質使用特定施設の廃止時の調査、報告 ・指定調査機関の指定の申請、更新、変更の届出、業務規程の制定、変更、届出	○
騒音・振動	騒音規制法 振動規制法	・規制基準の遵守 ・特定施設の設置、使用、変更等の届出	○
	環境の保全と創造に関する条例	・規制基準の遵守 ・特定施設の設置届出、変更等の届出	○
悪臭	悪臭防止法	・規制基準の遵守 ・事故時の措置と報告	○
廃棄物・リサイクル	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	・再生部品等の利用、リサイクルの促進	○
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	・分別排出の協力	○
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	・TV/洗濯機・衣類乾燥機/冷蔵庫・冷凍庫/エアコンの破棄	○

法令等の名称		該当する活動	評価
廃棄物・リサイクル	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	・廃棄自動車の適正なりサイクル	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	・一般廃棄物処理委託基準の遵守 ・一般廃棄物処理施設の設置許可申請等 ・一般廃棄物処理施設維持管理基準の遵守・事故発生時の応急措置届出 ・欠格要件該当時の届出 ・産業廃棄物保管基準、委託処理基準、特別管理産業廃棄物委託処理基準の遵守 ・電子マニフェスト通知等の確認 ・技術管理者の配置、届出	○
	環境の保全と創造に関する条例	・事業者によるごみの散乱防止	○
	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	・事業系一廃の収納方法の遵守 ・事業系一廃業者の許可書等の写しの保存	○
	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・廃棄物処理基準遵守	○
化学物質・危険物	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	・排出量の把握	○
	毒物及び劇物取締法	・毒物又は劇物の表示義務、適正な取扱確認 ・毒物・劇物の盗難・紛失防止、飛散・流出・地下浸透防止措置 ・事故時の措置	○
土地利用	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・指導基準、指定工場等に係る規制基準の遵守 ・指定工場等の設置許可、変更許可、完成届等 ・事故届・再発防止計画・完了届等	○
	赤穂市都市景観の形成に関する条例	・大規模建築物等の届出	○
その他	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	・許可届出使用者廃止措置計画届の提出 ・事故届	○
	電波法	・高周波利用設備の設置許可申請等	○
	消防法	・火災報知機、消火器具、屋内消火栓の設置 ・消防用設備等の点検と報告	○
		・防火管理者選任・消防計画策定・消防訓練実施・自衛消防組織の設置及び届出等	取組中
	神戸市火災予防条例	・高圧ガス容器の管理、核燃料物質等の届出	○
	赤穂市火災予防条例	・危険物の火災予防措置の実施・基準遵守	○
	高圧ガス保安法	・高圧ガス取扱基準の遵守 ・特定高圧ガスの消費方法の変更、廃止届等	○
労働安全衛生法	・化学物質安全性データシート（SDS）の周知、作業場への掲示・備え付け ・対象化学物質によるリスクアセスメント実施、調査結果の周知	○	

（２）環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

過去3年間に於いて、環境関連法規等への違反、訴訟及び外部からの苦情はありませんでした。

6 代表者による全体評価と見直しの結果

見直しのための情報	確認・指示内容/変更の必要性
<p>[方針・目標、達成状況]</p> <p>○「本部・資源循環部」</p> <p>前年度の実態に応じ目標を設定し環境負荷低減に努め、平成 29 年度においては全ての項目において年間目標を達成しました。ただし、月別・部署別に見ると未達成の項目もあるため、次年度は実態も踏まえた目標設定とするとともに、より多くの月、部署で目標達成できるよう引き続き取り組みます。</p> <p>○「赤穂事業所」</p> <p>平成 29 年度においては全ての項目で年間目標を達成しました。</p> <p>ただし第 2・第 4 四半期に動力線+電燈線にかかる電気使用量が目標未達成となったため、次年度は実態も踏まえた目標を設定するとともに、各期における目標を達成できるよう引き続き取り組みます。</p>	<p>[環境方針・環境目標に対するコメント]</p> <p>エコアクションに取り組んで 9 年、職員には環境意識が定着しており、取り組みは順調に進んでいると考えられる。</p> <p>実態に即した目標を設定した結果、平成 29 年度は「本部・資源循環部」「赤穂事業所」ともに年間目標が達成されたことは評価できる。今年度の実態を踏まえ、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[環境活動計画の取り組み状況]</p> <p>環境目標を達成するための活動項目及び進捗状況等は、業務連絡会等により職員に通知され、取組みが推進されています。</p> <p>内部監査により、適切な是正措置がされています。</p>	<p>[環境活動計画に対するコメント]</p> <p>継続した取り組みを行うことができるよう、今後も周知・徹底すること。</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[法律等の改定、遵守状況]</p> <p>環境関連法規への違反及び外部からの指摘及び訴訟はありませんでした。</p>	<p>[遵守状況の確認に対するコメント]</p> <p>特になし</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[環境経営システムの実施状況]</p> <p>平成 29 年度の外部審査において、推奨事項として、</p> <p>①各室の用済みダンボールが多いこと、5F の機械室や電気室のファイル類や備品を整理整頓すること</p> <p>②緊急事態対応手順書の記載内容と消防訓練内容が必ずしも一致していないので整合をとること</p> <p>③手順書や計画書の付属文書類は作成日、作成・承認者などが記載されていないものがあるので、関連文書全体の管理ルールを明確にし、運用することについて指摘がありました。</p> <p>①については整理整頓、③については緊急事態対応マニュアルの表紙を作り作成日、作成・承認者などを記載するなど是正対応しました。②について、緊急事態対応手順書の改訂を行いました。②については実施準備中であり、30 年度中の実施を目指しています。</p>	<p>[環境経営システムに対するコメント]</p> <p>「本部・資源循環部」「赤穂事業所」ともに年間の環境経営目標を達成できたことは評価できる。平成 30 年度においては、引き続きの達成を目指して一層の努力をもって削減に取り組むこと。また、全職員における緊急事態対応訓練の実施及び対応手順書の有効性の検証をすること。</p> <p>(変更の必要性) 有 無</p>
<p>[報告年月日] 平成 30 年 7 月 27 日</p>	<p>[見直し年月日] 平成 30 年 7 月 27 日</p>
<p>[環境管理責任者] 鷲見 健二</p>	<p>[代表者] 秋吉 秀剛</p>



〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番18号

TEL 078-735-2737 FAX 078-735-2292

<http://www.eco-hyogo.jp/>